

麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付等要綱

制定 令和3年12月21日付け3農産第2261号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 近年、需要が堅調に推移している麦（大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。）・大豆については、食料自給率向上や水田フル活用の観点から、需要を捉えた生産拡大を図る必要がある。一方、麦・大豆の生産は天候等による豊凶変動が大きく、実需者は安定供給に対する不安があることから、利用拡大に踏み切れていない状況にあり、麦の一層の利用拡大を図ること、さらに、環境負荷の低減等から注目されている大豆ミート等の新規用途への利用推進を図ることが重要になっている。

このため、麦・大豆の利用拡大に向け、産地と実需のマッチング、食品関連企業等が行う新商品の開発等に必要な機器の導入等を支援することとする。

(通則)

第2 麦・大豆利用拡大推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、麦・大豆を取り扱う民間団体及び食品関連企業等を対象に、麦・大豆の利用拡大に向け、産地と実需のマッチング、食品関連企業等が行う新商品の開発等に必要な機器の導入等を支援することを目的とする。

(事業の内容等)

第4 麦・大豆利用拡大推進事業（以下「本事業」という。）において実施する事業の内容及び事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

(事業実施計画)

第5 事業実施主体は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、農産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更（農産局長が別に定める重要なものに限る。）については、前項の規定を準用する。

(交付の対象及び補助率)

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、第4の規定による事業実施主体が行う本事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(流用の禁止)

第7 別表2の経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣が別に定める日とする。

（交付決定の通知）

第10 大臣は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

第11 事業実施主体は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

（契約等）

第12 事業実施主体は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第13 事業実施主体は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第14 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第15

に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業実施主体は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第16 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越し承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第17 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第18 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣及び官署支出官(大臣官房予算課経理調査官をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降、協議が調った範囲で行うものとする。

2 事業実施主体は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体は補助事業が完了したとき(第14第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれが早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績

報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第20 大臣は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第21 事業実施主体は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。
- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第20第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第22 大臣は、第14第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第23 事業実施主体は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(残存物件の処理)

- 第24 事業実施主体は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

- 第25 事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して3年が経過する日までに本事業の実施により事業実施主体又は間接補助事業者に相当の収益を生じたときは、農産局長が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があった場合、その他事業実施主体に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと農産局長が認定したときは、農産局長が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 第26 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第27 事業実施主体は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第12から第17まで、第19、第21から第26までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、事業実施主体の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による間接補助金の交付の決定をもって事業実施主体の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることができること。
- (4) 取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。
- 2 事業実施主体は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第10による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。
- 4 事業実施主体は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 事業実施主体は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(報告)

第28 事業実施主体は、農産局長が別に定めるところにより、農産局長に対し、本事業の実施状況等を報告するものとする。

(国による助言等)

第29 国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

(事業費の低減)

第30 事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

(その他)

第31 国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求めることができる。

2 本事業の実施に必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

別表1（第4関係）

事業の内容	事業実施主体	補助要件	その他
<p>1 生産者等と食品関連企業等の連携体制の構築等 (1) 事業実施者の公募選考の実施 (2) 生産者等と食品関連企業等とのマッチング会、商談会の開催 (3) 食品関連企業等のニーズの調査 (4) 講習会の開催及び情報発信</p> <p>2 産地と食品関連企業等との連携による新商品の開発等 (1) 産地と連携した新商品の開発等に必要な検討・試作品の開発 ア 新商品の開発等（原料切替を含む。以下同じ。）のための検討会の開催、市場動向調査の実施 イ 新商品の開発等のための試作用原料の調達 ウ 試作品の製造、パッケージの開発等 エ 新商品の成分分析 オ 包装容器・原料原産地表示 ラベルのデザイン作成 (2) 産地と連携した新商品の製造等に必要な機器の開発・改良等 ア 新商品の製造用機器等の開発・改良及び新たに開発・改良した機器の導入・設置 イ 原料原産地表示に必要な機器の導入・設置 (3) 試作品のプロモーション ア 試作品のPRのためのパンフレット等の作成 イ 試作品の試食会の開催、商談会等への出展</p>	<p>農産局長が別に定める公募要領により選定された団体等とする。</p>	<p>農産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>事業実施主体は、事業の内容欄の1に掲げる事業を実施するとともに、当該事業において公募により選定した事業実施者に対し、同欄の2に掲げる事業により補助を行うものとする。</p> <p>なお、事業実施主体は、以下の取組について、優先的に採択することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募選考以前において、関連商品の市場動向調査の結果等から新商品に対するニーズがあることが明らかな取組 ・生産者等、食品関連企業等と連携した地域一体の取組 ・生産者等と食品関連企業等との間で原料の供給契約を締結し関連商品の製造を予定している取組 ・産地と食品関連企業等が連携して取り組む原料切替量が他社と比較して多い取組

別表2（第6、7、15関係）

経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>1 生産者等と食品関連企業等の連携体制の構築等に要する経費</p> <p>(1) 事業実施者の公募選考の実施に要する経費</p> <p>(2) 生産者等と食品関連企業等とのマッチング会、商談会の開催に要する経費</p> <p>(3) 食品関連企業等のニーズの調査に要する経費</p> <p>(4) 講習会の開催及び情報発信に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>1 経費欄に掲げる1の(1)から(4)までの各経費の30%を超える増減</p> <p>2 経費欄に掲げる2の(1)から(3)までの各経費の30%を超える増減</p> <p>3 経費欄に掲げる2の(1)から(3)までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の追加、中止又は廃止</p> <p>3 総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
<p>2 産地と食品関連企業等の連携による新商品の開発等に要する経費</p> <p>(1) 産地と連携した新商品の開発等に必要な検討・試作品の開発に要する経費</p> <p>(2) 産地と連携した新商品の製造等に必要な機器の開発・改良等に要する経費</p> <p>(3) 試作品のプロモーションに要する経費</p>	<p>定額</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p>		

別記様式第1号（第8関係）

年度麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年度において、年 月 日付け 第 号をもって事業実施計画承認があった麦・大豆利用拡大推進事業を実施したいので、麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第2261号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

区 分	補助事業に要する経費 (A + B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

（注）備考欄には仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額 円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

免税事業者

簡易課税制度の適用を受ける者

地方公共団体の一般会計

地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

（記載要領）

- 承認された計画書の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
- 前記1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「年 月 日付け 第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「年 月 日付け 第 号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
- 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したのから変更がない場合は省略することができる。
 - 定款、規約等及び収支予算書（又は収支決算書）
 - 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
 - その他交付決定者が必要とする資料
- 添付書類のうち前記3（1）について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第12第3項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の 契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から 契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注）1 には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第14関係）

年度麦・大豆利用拡大推進事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった麦・大豆利用拡大推進事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第2261号農林水産事務次官依命通知）第14の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注）1 交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したのから変更があったもの限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「麦・大豆利用拡大推進事業補助金変更承認申請書」を「麦・大豆利用拡大推進事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付等要綱に基づき、補助金 円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止又は廃止承認申請書」と、「変更」を「中止又は廃止」と置き換えること。

別記様式第4号(第16関係)

年度麦・大豆利用拡大推進事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった麦・大豆利用拡大推進事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付等要綱(令和3年12月21日付け3農産第2261号農林水産事務次官依命通知)第16の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		年 月 日までに 完了したもの		年 月 日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「年 月 日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第5号(第17関係)

年度麦・大豆利用拡大推進事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった麦・大豆利用拡大推進事業について、麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付等要綱(令和3年12月21日付け3農産2261号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第17の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		年 月 日までに 完了したもの		年 月 日までに 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、要綱別表2の経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第18関係）

年度麦・大豆利用拡大推進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった麦・大豆利用拡大推進事業について、麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産2261号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第18の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 年 月 日現在の 出来高	今回請求額 (C)		残額 A - ((B) + (C))		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	年 月 日現在の 予定出来高	金額	年 月 日までの 予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 「区分」の欄には、要綱別表2の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第7号（第19第1項関係）

年度麦・大豆利用拡大推進事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった麦・大豆利用拡大推進事業について、交付決定通知の内容に従って実施したので、麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産2261号農林水産事務次官依命通知）第19第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

麦・大豆利用拡大推進事業補助金 円

（記載要領）

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、年 月 日に交付を完了した。」）旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には次の書類を添付すること。
（1）支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、専門員等設置費、入札業務等実施費及び賃金を支出した場合には出勤簿及び業務日誌等の写しを添付すること。
（2）外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

年度表・大豆利用拡大推進事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった麦・大豆利用拡大推進事業について、麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産2261号農林水産事務次官依命通知）第19第2項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予 定年月 日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補 助金	(A)のう ち年度内支 出済額	概算払 受入済 額	(A)のう ち未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分							
計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第9号（第19第4項関係）

年度麦・大豆利用拡大推進事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった麦・大豆利用拡大推進事業補助金について、麦・大豆利用拡大推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産2261号）第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。
（1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
（3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
（4）事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号。以下同じ。）第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。〕

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの
- ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第10号（第27第1項関係）

財 産 管 理 台 帳

間接補助事業者名 _____

事業実施年度	年度		農林水産省所管補助金名													
設備等 名 称	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	設備区分	設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	設備等費	負 担 区 分		耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容		
	計															
	計															
	合 計															

- (注) 1 設備区分欄には、購入、改良、リースを記入すること。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。